

(案)

資料 1-1

堺市地域公共交通会議規約

(名称)

第1条 本会は、堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この交通会議は、堺市地域公共交通活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）第13条第1項の規定に基づき、生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うことを目的に設置する。

(協議事項)

第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって構成し、会長及び副会長1名を置く。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学識経験を有する者及び公募に応じた市民以外は任期を定めない。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議の会長及び副会長は、第4条の規定に基づき委員となるべき者の中から、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長および副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会長および副会長が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会長及び副会長の任期が満了した場合において次の会長及び副会長が選任されていないときの会長及び副会長の任期は、第4項の規定にかかわらず、当該任期が満了

(案)

した日後最初に開催される会議において次の役員が選任されるまで延長するものとする。

(会議)

第7条 交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。
- 3 会議は、総委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。
 - (1) 緊急を要するもの
 - (2) 交通会議の運営に関するもの
 - (3) その他、会長が軽易であると判断したもの

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第11条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 会長は交通会議の協議結果について必要な事項は、堺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

(案)

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、協議会規約第14条第1項に規定する事務局において行う。

(財務)

第13条 交通会議の財務は、協議会規約第16条によるものとする。

(解散)

第14条 交通会議は第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の3分の2以上の議決により解散する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(案)

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

堺市建築都市局交通部長

堺市建設局土木部長

大阪運輸支局から選出された者

大阪府警察から選出された者

一般社団法人大阪バス協会から選出された者

一般社団法人大阪タクシー協会から選出された者

南海バス株式会社から選出された者

近鉄バス株式会社から選出された者

連合大阪堺地区協議会から選出された者

公募に応じた市民

学識経験を有する者